

訪問介護事業所きさんの里の重要事項説明書

この重要事項説明書は、周南地区福祉施設組合（以下「組合」という。）が開設する訪問介護事業所きさんの里（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（以下「訪問介護」という。）の事業（以下「事業」という。）の内容を説明したものであり、事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	この事業は、事業所の訪問介護員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
事業の方針	事業所は、要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 事業の運営に当たっては、関係市町、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の概要

名称	周南地区福祉施設組合
代表者氏名	組合長 道源 敏治
事業所の名称	訪問介護事業所きさんの里
事業所の所在地	周南市五月町12番1号
管理者氏名	原田 克則
電話・FAX番号	電話 0834-33-9901 FAX 0834-33-9902
事業所の種類	訪問介護事業
事業所指定番号	3571501901

3. 職員の職種、業務内容、人員

職種	業務内容	人員
管理者	職員の管理、業務の管理を一元的に行います。	1名
サービス提供責任者	サービスのご利用などの相談、職員に対する指導・助言、訪問介護計画の作成等、訪問介護サービス内容を行います。	1名以上
訪問介護員	以下の訪問介護サービス内容を行います。 ① 利用者の身体介護に関すること。 ② 利用者の生活援助に関すること。 ③ 利用者及び家族に対して相談、助言すること。	常勤換算法にて 2.5名以上

4. 営業時間及び事業実施地域

事業所の営業日	日曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分
	営業時間外の受付は養護老人ホームきさの里までお願いします。 電話 0834-21-1191
サービス提供時間	月曜日～日曜日 午前8時45分～午後5時00分 ただし、居宅介護支援事業者等より特段の要請がある場合、天災やその他やむを得ず業務を遂行できない場合はこの限りではない。
通常の実施地域	周南市、下松市

* 荒天時、天災時その他やむを得ない事情が発生し利用者宅に訪問出来ない場合は、サービスの提供を休止又はサービス提供時間の変更をする場合があります。

5. 当事業所が提供するサービス内容

区分	内容
身体介護	食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助、その他の介助を行います。
生活援助	食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他の援助を行います。

6. 利用料その他の費用の額

<p>① 事業所が訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「別紙1 訪問介護料一覧表」のとおり、厚生労働大臣が定める基準額とし、法定代理受領サービスに該当する場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とします。</p> <p>② 事業所が法定代理受領サービスに該当しない訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額との間に不合理な差額を設けてはならないものとします。</p> <p>③ 事業所は、第1項及び第2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に訪問介護の内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとします。</p> <p>④ 事業所は、実施地域外へのサービスに係る交通費等は利用者から徴収しないものとします。</p> <p>⑤ 事業所は、利用者が訪問介護の利用予定日に、事前の連絡なくサービスの中止を申し出た場合や、利用者不在の場合であってもキャンセル料は徴収しないものとします。</p>
--

7. 苦情などの申立機関

受付担当者	サービス提供責任者 隅 恵美・原口 尚子 電話 0834-33-9901 日曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分 (電話及び面接にて対応しております。)
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	〒753-0072 山口市朝田1980番地7 電話 083-995-1010

周南市高齢者支援課	〒745-8790 周南市岐山通り 1丁目 1番地 電話 0834-22-8462 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（月曜～金曜）
下松市高齢福祉課	〒744-8585 下松市大手町 3-3-3 電話 0833-45-1733 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（月曜～金曜）

8. 緊急時の対応

利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先や家族、居宅介護支援事業所等に連絡いたします。

主治医	病院名	
	電話番号	
ご家族等	氏名	続柄（ ）
	電話番号	
	氏名	続柄（ ）
	電話番号	

9. 事故発生時の対応

利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合は、関係市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者様に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険名	社会福祉施設総合事業訪問介護損害補償（しせつの損害補償）
保証の概要	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業所が法律上の賠償責任を負った場合の補償

10. 秘密保持

次のとおり、個人情報の取り扱い等守秘義務を厳守します。

- ① 正当な理由がない限り、利用者及び家族に対するサービスの提供にあたって知り得た秘密は漏らしません。また、職員個々の退職後も同様とします。
- ② サービス担当者会議などにおいて、サービス計画の作成などのために限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ利用者及び家族の同意を得ます。

11. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者 サービス提供責任者 隅 恵美
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。

- ④ 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

令和 年 月 日

訪問介護のサービスの開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を記載した文書の説明を行いました。

説明者職名 サービス提供責任者

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護のサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

利用者との続柄

家族代表者 住所

氏名 印

利用者との続柄